

公 示

公 示 第 6 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第3号)を別紙のとおり一部改正する。

令和7年4月24日

北陸信越運輸局長 佐 橋 真 人



別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
公 示 第 3 号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について 一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） （1）～（2） （略） （3）路線定期運行に係る事業計画等 ①～⑦ （略） <u>⑧自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> <u>規則第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が提出されていること。</u> <u>⑨特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> <u>（イ）規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路運送法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が提出されていること。</u> <u>（ロ）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第15条の2 に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。</u> <u>（ハ）特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置が当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。</u> （4）路線不定期運行に係る事業計画等 ①～⑤ （略） <u>⑥自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> <u>（3）⑧に準ずるものであること。</u> <u>⑦特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> <u>（3）⑨に準ずるものであること。</u>	公 示 第 3 号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について 一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） （1）～（2） （略） （3）路線定期運行に係る事業計画等 ①～⑦ （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （4）路線不定期運行に係る事業計画等 ①～⑤ （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

(5) 区域運行に係る事業計画等

①～⑤ (略)

⑥自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3)⑧に準ずるものであること。

⑦特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3)⑨に準ずるものであること。

(6) 管理運営体制

① (略)

②営業所ごとに、運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。

③～⑧ (略)

(7) 運転者等

①事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

②規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。

③これらの場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。

④運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者でないこと。

(8)～(11) (略)

2. ～4. (略)

5. 事業の管理の受委託の許可(法第35条第1項)

『「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託(高速バス路線に係るものを除く。)について」(平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号)』、『「高速バスの管理の受委託について」(同日付け国自総第140号、国自旅第80号、国自整第52号)』及び『「特定自動運行旅客運送の管理の受委託について」(令和7年3月31日付け国自安第207号、国自旅第352号、国自整第271号)』に定めるところにより行うものとする。

6. ～10 (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日以降に処分するものから適用する。
2. この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に着用するものとする。
3. 事案の処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は、『「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について』(平成13年9月27日付け国自旅第93号)により取り扱うこととし、当該通達は申請受付窓口に着用するものとする。
4. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等を含むものとする。
5. 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成13年12月27日付け公示第83号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

(5) 区域運行に係る事業計画等

①～⑤ (略)

(新設)

(新設)

(6) 管理運営体制

① (略)

②営業所ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。)第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。

③～⑧ (略)

(7) 運転者

①事業計画及び運行計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。この場合の計画は、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。

(新設)

(新設)

②運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者でないこと。

(8)～(11) (略)

2. ～4. (略)

5. 事業の管理の受委託の許可(法第35条第1項)

『「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託(高速バス路線に係るものを除く。)について」(平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号)』及び『「高速バスの管理の受委託について」(同日付け国自総第140号、国自旅第80号、国自整第52号)』に定めるところにより行うものとする。

6. ～10 (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日以降に処分するものから適用する。
2. この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に着用するものとする。
3. 事案の処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は、『「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について』(平成13年9月27日付け国自旅第93号)により取り扱うこととし、当該通達は申請受付窓口に着用するものとする。
4. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等を含むものとする。
5. 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成13年12月27日付け公示第83号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則

この公示は、平成15年6月23日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第53号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分する申請から適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第8号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に処分する申請から適用する。

附 則（平成18年9月27日付け公示第57号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成19年8月6日付け公示第55号で一部改正）

- 1 この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日付け公示第28号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成21年9月30日付け公示第61号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成22年8月25日付け公示第44号で一部改正）

この公示は、平成22年9月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第86号で一部改正）

この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成28年12月20日付け公示第64号で一部改正）

この公示は、平成28年12月20日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和元年9月20日付け公示第52号で一部改正）

この公示は、令和元年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和6年3月28日付け公示第128号で一部改正）

この公示は、令和6年3月28日以降に受理する申請から適用する。

附 則

この公示は、平成15年6月23日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第53号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分する申請から適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第8号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に処分する申請から適用する。

附 則（平成18年9月27日付け公示第57号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成19年8月6日付け公示第55号で一部改正）

- 1 この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日付け公示第28号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成21年9月30日付け公示第61号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成22年8月25日付け公示第44号で一部改正）

この公示は、平成22年9月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第86号で一部改正）

この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成28年12月20日付け公示第64号で一部改正）

この公示は、平成28年12月20日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和元年9月20日付け公示第52号で一部改正）

この公示は、令和元年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和6年3月28日付け公示第128号で一部改正）

この公示は、令和6年3月28日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 2 4 日付け公示第 6 号で一部改正）
この公示は、令和 7 年 4 月 2 4 日以降に受理する申請から適用する。